

—さわやかな川風の吹くまち—

川岸地区
防災まちづくり推進計画

平成 19 年 2 月

川岸地区まちづくり推進協議会

はじめに

「川岸地区まちづくり推進協議会」は、平成9年7月に「川岸地区まちづくりを考える会」から発展し発足した組織で、阪神・淡路大震災を教訓として防災まちづくりの推進を目的の柱として掲げ、現在までまちづくり活動を進めております。

協議会の発足までの経過としては、平成3年11月「川岸地区まちづくりを考える会」において「まちづくり構想」を市へ提言し、また、平成7年8月に川岸地区の地区計画が都市計画決定するなど、積極的なまちづくり活動を展開してまいりました。

協議会では、「防災まちづくり提言書」を作成するために、平成10年2月に防災まちづくりに関するアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、計7回に及ぶワークショップ形式による話し合いを重ね、平成12年3月「防災まちづくり提言書」を市へ提言するに至りました。

提言以降、協議会では、提言内容の実現に向けて、平成13・14年度には建替え意向の調査、平成14年度からは防災まちづくりイベントの開催、防災カードの作成、共同建替え勉強会の開催などを行ってまいりました。

このような中で、川岸地区は平成15年度には国から「地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地」として位置づけられ、また、国の「全国都市再生モデル調査」の調査費も受けることができ、ある意味では全国的にも注目される地区のひとつとなりました。

このたびの「防災まちづくり推進計画」は、平成12年3月の市への提言以降の取り組みについての総括を踏まえ、提言内容を今一度見直して、防災まちづくりを着実に具体化していくためにとりまとめたものです。

この推進計画の作成が、地区住民と市との共同による防災まちづくりの着実な実践の新たなきっかけとなれば幸いと考える次第であります。

目 次

はじめに

第1 防災まちづくり推進計画の目的等

1 推進計画の目的	-----	1
2 検討の項目	-----	1
3 検討のとりまとめ	-----	1

第2 防災まちづくりの推進方針

1 災害に強い家をつくろう	-----	2
2 災害に強い道路をつくろう	-----	3
3 通り抜け道路をつくろう	-----	5
4 災害に強い公園をつくろう	-----	6
5 防災ミニ広場をつくろう	-----	6
6 自主防災活動を進めよう	-----	7

第3 防災まちづくりの推進スケジュール ----- 8

(参考資料)

防災まちづくり推進計画の検討経過	-----	10
防災まちづくり提言書の提案項目ごとの対応状況等評価表	-----	11

第1 防災まちづくり推進計画の目的等

1 推進計画の目的

「防災まちづくり推進計画」は、「防災まちづくり提言書(平成12年3月)」の内容について、提言以降の到達も踏まえて、その内容を着実に具体化していくために作成する。即ち「防災まちづくり推進計画」は、「防災まちづくり提言書」の具体的な実行計画として作成する。

2 検討の項目

「防災まちづくり推進計画」の検討にあたっては、「防災まちづくり提言書」の項目別に、次の項目について、推進協議会・戸田市・専門家などで話し合っ
てとりまとめた。

(1) 「提言書」内容の到達点

「提言書」項目ごとの到達状況を整理し、評価した。

評価の中で、一部提言項目の見直しを行った。

(2) これから行う活動の「具体的な進め方」、「役割分担」

「提言書」項目ごとに具体的な進め方、役割分担を話し合った。(家づくり、道づくり、広場づくり、自主防災活動のための行動計画)

なお、市での対応の可能性は事務局が調整した。

(3) これから行う活動の「時期」

(2)を踏まえて、「提言書」項目ごとにその優先度、実施時期を話し合っ
た。

3. 検討のとりまとめ

「防災まちづくり推進計画」は、「防災まちづくり提言書」の実行計画であるため、その検討結果は、「防災まちづくり提言書」の「第2 防災まちづくりに関する提案」の項目ごとにその到達点、推進方針を整理する形でとりまとめている。

第2 防災まちづくりの推進方針

1 災害に強い家をつくろう

(1) 提案理由

木造住宅が密集した地域では、建て替える際に耐火性・耐震性を考慮した建物にする必要がある。また、単独の敷地では法的に建て替えができない場所(※)もあるので、土地の有効利用も考慮した共同化等も含め、良好な住環境を備えた建て替えを進める必要がある。

(※) 幅員4m以上の道路に2m以上接していない敷地は、建築基準法上、建て替えることができない。

(2) 住民が主体的に進めること

ア 親子3世代、単身者や若い世帯など、老若男女幅の広い年齢層が住める住宅づくりを進める。

(具体的な進め方)

- ・【住民】アパートを建てる時に家族世帯向けも設ける。

イ 建て替えに際し、1階に駐車スペースを確保し、2階3階を居住空間とする建て方を推進する。

ウ 建て替えの際、耐火構造又は準耐火構造とする。

(具体的な進め方)

- ・【住民】近所で建て替えを考えている人に働きかける。
- ・【住民】個々に地震に強い建て方を工夫する。

エ 既存住宅の耐震診断を受け、必要があれば耐震補強を行う。

(具体的な進め方)

- ・【住民】耐震診断(簡便法・自己診断)をする。
- ・【市】耐震診断(簡便法)冊子を普及する。

オ 単独の建て替えが出来ないところでは、共同建て替えを進める。また、そのための勉強会等を開催する。

(具体的な進め方)

- ・【住民】近所で建て替えを考えている人に働きかける。
- ・【住民】知りたいこと、わからないことは市に相談する。

カ 周囲の緑化を含め、協調化の建て替えを進める。

(具体的な進め方)

- ・【住民】「協調化ハンドブック」をつくる。
- ・【住民】生垣助成を活用する。
- ・【市】苗木等を提供する。

※平成7年決定の地区計画に基づいて建築時に実施してきている。

(3) 市に要請すること

ア 共同建て替えなどに補助制度を設ける。

(具体的な進め方)

- ・【住民】(改めて)市に要請する。
- ・【市】住環境整備事業の導入について検討する(検討中)。

2 災害に強い道路をつくろう

(1) 提案理由

地区内の生活道路は、災害時に消防車がスムーズな消火活動ができない恐れがあり、道路の改良を図る必要がある。

(2) 住民が主体的に進めること

ア 南北の4本の道路に名前を付ける。

※平成15年度の防災イベントで名前を募集し、平成16年度に決定した。

イ 道路にはみ出す樹木を剪定する。

※栗の木の剪定を行った。

ウ 違法駐車、めいわく駐輪をなくすためのルールをつくる。

(具体的な進め方)

- ・【住民】話し合いで解決する。
- ・【住民】「なくし隊」をつくる。

※さつき通りは夜の駐車が多い。

エ 災害時に、通路を確保するために行う交通規制等に積極的に協力する。

(具体的な進め方)

- ・【住民】災害時の交通誘導係を決める。
- ・【住民】災害時に腕章、赤色灯などを使って協力する。
- ・【住民】訓練する。

(3) 市に要請すること

ア 違法駐車をさせない為に、道路の両側にライン等を引く。

※平成12年に要望書を提出した。

注：道路幅が狭いので困難。

イ 路上にカーブミラーを設置する。

(具体的な進め方)

- ・【住民】危険なところについて調べてまとめる。
- ・【市】住宅地の真ん中あたりの交差点に設置する。

※町会で要望し、数カ所で設置された。

ウ 歩行に支障のある電柱等を移設する。

(具体的な進め方)

- ・【市】県との協議が必要(困難)。
- ・【市】歩道整備工事時に移設可能。

エ 防火貯水槽の表示が分かるようにする。

※赤と黄の表示によって分かりやすくなった。

オ 国道17号線の歩道を整備する。

(具体的な進め方)

- ・【市】国との協議が必要(困難)。
- ・【市】民地側での拡幅？

カ 道路のすみきりをつくる。

(具体的な進め方)

- ・【住民】「協調化」のルールの一つとして採り入れる。
- ・【市】道路の全体計画が必要？
- ・【市】予算化、用地確保の方法等の検討が必要。

キ 電線を地中化する。

(具体的な進め方)

- ・【住民】民地への移設をできるところで実施する。
- ・【市】道路幅が狭いので埋設不可能？
- ・【市】予算が必要。

3 通り抜け道路をつくろう

(1) 提案理由

東西方向の通路が少なく、行き止まり道路があるなど、災害時の避難路の確保を図る意味から通り抜け道路が必要である。

(2) 住民が主体的に進めること

ア 川岸児童遊園地の東側に通路の出入り口を設け、鍵は隣接する家で管理する。

(具体的な進め方)

- ・【住民】非常時の開閉を合意する。
- ・【住民】共同化の中で確保する。

イ 行き止まり道路を解消するための勉強会等を開催する。

(3) 市に要請すること

ア 川岸児童遊園地に非常時だけでも通り抜けられるよう通路を整備する。

(具体的な進め方)

- ・【住民】暫定的には隣接所有者の理解と協力が必要。
- ・【市】公園の周囲のフェンスを改良する。
- ・【市】管理者との協議、予算が必要。将来的には、用地買収等の検討、対応が必要。

イ 行き止まり道路を解消する。

4 災害に強い公園をつくろう

(1) 提案理由

密集した地区なので、ひとたび災害が起こると大惨事になりかねない為、災害時に役立つように川岸児童遊園地を災害に強い公園にする必要がある。

(2) 住民が主体的に進めること

ア 計画づくりに住民が積極的に参加する（コンペ、ワークショップ）。

（具体的な進め方）

- ・【住民】今ある公園の改善計画を提案する。

イ 維持管理の一部を受け持つ。

（具体的な進め方）

- ・【住民】今ある公園の維持管理の一部を受け持つ。

(3) 市に要請すること

ア 防災設備（貯水槽、貯留槽、遊具を兼ねた防災備品倉庫、ソーラー照明、大型消火器、非常用電源設備）を確保する。

（具体的な進め方）

- ・【市】自家発電設備を設置する。
- ・【市】防犯カメラの設置を検討する。

イ 道路と一体となった開放的な利用しやすい公園づくりを進める（樹木、柵、バリアフリー）。

ウ 住民の声を公園づくりに取り入れる。

5 防災ミニ広場をつくろう

(1) 提案理由

既設の公園と児童遊園地は配置的に偏っているので、バランス良い配置で空き地を確保し、火災時の延焼防止とコミュニティの場として防災ミニ広場が必要である。

(2) 住民が主体的に進めること

- ア 維持管理の一部分を受け持つ。
- イ 計画づくりに住民が積極的に参加する（コンペ、ワークショップ）。
- ウ 近隣とのコミュニケーションを図る。

(3) 市に要請すること

- ア 地区内に数カ所のミニ広場を要望する。
- イ 手押しポンプ付き防火貯水槽の設置を要望する。
- ウ 売却意向のある土地を代替え地として確保する。

(具体的な進め方)

- ・【市】地区の全体像を考え、事業化を図る。

6 自主防災活動を進めよう

(1) 提案理由

川岸地区は防災上多くの問題があり、自主防災活動をより活発にしていく必要がある。

(2) 住民が主体的に進めること

- ア 高齢者、一人暮らしの方の名簿をつくる（安否の確認、地区カルテ）。

(具体的な進め方)

- ・【住民】続ける。

※平成 14・15 年度に防災カードを作成した。

- イ 起震車などでの体験と防災訓練の徹底により、防災意識の向上を図る。

(具体的な進め方)

- ・【住民】続ける。

※平成 14・15・16・18 年度に防災イベントを実施した。

(3) 市に要請すること

- ア 自主防災設備（簡易トイレ等）を設置する。
- イ 菖蒲川の道路に面した所に階段を確保する（初期消火用）。

第3 防災まちづくり推進スケジュール

ここでは、防災まちづくりを段階的に推進していくために、「提言書」項目ごとの実施時期を短期（概ね向こう3年以内に着手）または中・長期（概ね向こう4年以降に着手・条件が整えばそれ以前に着手）にわけて整理する。

防災まちづくり推進計画の検討経過

- 平成 16 年 9 月 第 48 回「推進協議会」で、
「（仮称）防災まちづくり推進計画」の検討の進め方を協議・
確認。
- 平成 16 年 11 月 第 49 回「推進協議会」で、
「提言書」項目ごとの到達状況を整理し、評価。
- 平成 16 年 12 月 第 13 回「総務会」で、
「提言書」項目ごとに具体的な進め方、役割分担を検討（その 1）。
- 平成 17 年 1 月 第 14 回「総務会」で、
「提言書」項目ごとに具体的な進め方、役割分担を検討（その 2）。
- 平成 17 年 1 月 第 50 回「推進協議会」で、
2 回の総務会での検討内容も踏まえて、「提言書」項目ごとに
具体的な進め方、役割分担を検討。
- 平成 18 年 8 月 第 55 回「推進協議会」で、
「平成 16 年度のまとめ」（平成 17 年 3 月）の報告
- 平成 18 年 10 月 第 16 回「総務会」で、
「平成 16 年度のまとめ」（平成 17 年 3 月）の報告
- 平成 18 年 11 月 第 56 回「推進協議会」で、
「平成 16 年度のまとめ」（平成 17 年 3 月）の再検討（その 1）
- 平成 18 年 11 月 第 57 回「推進協議会」で、
「平成 16 年度のまとめ」（平成 17 年 3 月）の再検討（その 2）
- 平成 18 年 12 月 第 17 回「総務会」で、
まちづくりニュース第 23 号の検討
- 平成 19 年 1 月 まちづくりニュース第 23 号で、
「推進計画（案）」への意見を募集。
- 平成 19 年 2 月 第 58 回「推進協議会」で、
「推進計画」の決定。